

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)

<https://jhu-wing.main.jp/>

9月28日 交渉（拡大事務折衝）報告：その2

## 整理解雇は「労働権」のはく奪！

# 整理解雇は使用者による人権侵害！

### <社会権(労働権と労働基本権)は人権>

【JHU】人間が生存、生活する、それを維持発展させるために必要な諸条件の確保を国家に要求する国民の権利を社会権というが、社会権の中に、労働権とか労働基本権が入っている。社会権は人権という考え方は良いか。

《会社》解雇は重い判断だから、会社の状況で致し方ないがゆえに、整理解雇の4要件は非常に厳

しいと思っている。普遍的な人権があるから、諸外国に比べ日本は厳格に運用されている。

【JHU】労働者の労働権、労働基本権は、人権なのか聞いている。

《会社》ここは解釈論の場ではない。私の個人的な解釈議論はしない。

【JHU】個人的な解釈は聞いていない。質問に答えよ。

## 管財人による人権侵害(憲法 28 条違反)の中で

# 165 名の整理解雇(人権侵害)が強行された！

### <整理解雇は、管財人による人権侵害、必要のなかった解雇、併せて三重の人権侵害>

【JHU】使用者の発意による解雇権の行使は、労働者の労働権を会社が一方的に奪う行為であり、社会権の侵害だ。この認識はあるのか。

《会社》それも踏まえて、裁判で審理された。整理解雇は非常に厳しい要件で認められる。安易にやってはいけないということだ。

【JHU】安易でなければ、人権侵害ではないのか。  
《会社》会社も1万6000人もの先輩たちに希望退職をお願いして、最後まで解雇を避けようとして努力した。

【JHU】今の発言の真意を確認したい。努力して1万6000名に合意して辞めてもらった。努力したけれども、辞めなかった165名の人権は侵害しても仕方がないと言っているのか。

《会社》最後の最後まで努力した。簡単な話じゃないと言いたかっただけだ。

【JHU】165名の人権はどうなのか。

《会社》会社更生法申請のため、会社は全ての努力をやった上での措置で、裁判所の中で話し合われ、有効という判決が出たということだ。

【JHU】解雇の過程で、管財人による人権侵害があり、憲法違反と断罪されている。

《会社》人権侵害と認められたわけではない。

【JHU】労働基本権は人権かと先ほど聞いた。労働権、労働基本権を定めた憲法28条違反と断罪された管財人による人権侵害の中で、使用者の発意により165名の人権を侵害する解雇が強行されたということだ。

# 整理解雇は使用者の発意による雇用の終了 ILO166 号勧告「整理解雇者の優先雇用」の意義は 使用者の人権侵害に対する**是正措置**！

＜日本航空の人権意識の低さを露呈した会社発言！＞

**会社**

日本の他の企業で、166 号勧告が法的な効力を及ぼし、一旦整理解雇して雇えという命令が出たこともない

【JHU】ILO 166 号勧告の表題は、「使用者の発意による雇用の終了に関する勧告」である。内容は、「使用者が同じ職種の者を再び採用するときには、使用者の発意により雇いを終了した者から優先雇用すべき」というものだ。

《会社》全く否定するものではない。だが、日本は 166 号勧告を批准してない。日本の他の企業で、166 号勧告が法的な効力を及ぼし、一旦整理解雇したけど雇えという命令が出たこともない。

【JHU】ジャニーズ事務所問題への対応遅れと同様、日本全体、大企業も含め、人権に対する意識の低さが、今の会社の考え方に表れている。

166 号勧告は、整理解雇という、使用者の発意による人権侵害を是正するための措置だ。会社は人権侵害の観点で解雇争議と正面から向き合わなければ大変なことになる。

《会社》・・・

## 新人の大量採用のかたわら

### 整理解雇者を優先雇用せず、人権侵害を継続！

＜採用者数の公表における不誠実交渉＞

## 会社は 13 年間の人権侵害の実態を正しく見つめよ！

仮に、ジャニーズ事務所元社長の被害者数の場合“3 桁だ”では社会に通用しない！

《会社》前回 7/6 の交渉で採用人数を話した。改めてお伝えする。客室は 6000 何人台とほぼ皆さんの通りだが、運航は、21、22 年の自社養成の数が抜けていると思う。結論から言うと運航は 600 人台だ。

【JHU】前回交渉で、会社は 3 桁だ、4 桁だと答え、「会社として何人採用したか一桁まで言う必要はないと判断した」と発言した。

《会社》何人まで言う必要があるのか逆に疑問だ。

【JHU】会社は、大量の新人を採用する傍ら、使用者の発意による解雇に対する 166 号勧告の是正措置があるのに、解雇争議を争った者から誰一人原職の職場に戻していない。人権侵害を全く

改善しようとしめない会社の姿勢そのものだ。だから正確に答えるよう求めている。

《会社》何千、何百、何十、何人まで必要だとは思っていなかったので規模感でお伝えした。

【JHU】会社として人権侵害の実態を正しく認識する必要がある。正確でないと駄目だ。

《会社》何も言わないということではない。

【JHU】21 年、22 年にパイロットは何人採用したのか。

《会社》皆さんが出した数字に対して、今日 600 人台だと答えた。引き算すれば分かる。

【JHU】パイロット採用は会社が行ったことだ。不誠実極まりない対応だ。